

転入・転出・出生・死亡届出を提出した方へ

# 八雲町いきいき応援券のお知らせ

ご利用期間:令和3年3月20日～令和3年6月30日まで(予定)

当該応援券は令和3年3月1日現在で八雲町に住民登録されている方が交付対象となります。申請は不要で、登録住所へひとり1万円分(全店共通券6千円分、限定券4千円分)をゆうパックで発送します。直接受け取りのみ対応となりますので、不在票が届いておりましたら郵便局へお問い合わせください。



## 3月1日までに転入した方

八雲町いきいき応援券の交付対象となります。  
他の方より到着が遅くなりますが、到着後3月20日より取扱店舗でご利用できます。

## 3月1日以降に転出した方

八雲町いきいき応援券の交付対象となります。  
郵便局で転居届を出している方は転送サービスで新たなご住所に到着いたします。  
八雲町でのみご利用可能ですので、是非遊びに来町してください。

## 3月1日以前に出生した方(3月2日以降に届出をした方)

八雲町いきいき応援券の交付対象となります。  
ご家族の方と一緒に同封ではなく、個別で発送いたします。  
到着も遅くなる可能性がありますので、ご理解ください。



## 3月1日以降に死亡した遺族がいる方

3月1日の住民基本台帳を基に発送しているため、1日以降に亡くなられた遺族がいる場合でも応援券が発送されます。  
特段お返ししていただく必要はありませんので、ご家族でご利用ください。



《八雲町いきいき応援に関する問い合わせ》  
八雲町役場商工観光労政課  
電話 0137-62-2116